

報道機関各位



『第7回 地方自治体の新公会計制度の導入に関するアンケート調査』結果
固定資産台帳の整備完了には職員・予算の不足の解消と
実態と乖離してきた決算書類の修正が不可避
公益財団法人 日本生産性本部

日本生産性本部(理事長：松川昌義)の自治体マネジメントセンターは、この度「第7回地方自治体の新公会計制度の導入に関するアンケート調査」結果を発表した。地方自治体は企業会計的な決算手法の導入に取り組んでいる。本調査は、その全国的な取り組み状況を明らかにするため、全国の都道府県及び市区町を対象に平成25年10月～12月に実施したものであり、国が整備を要請してから継続的に実施されている唯一の調査である。

調査結果のポイントは以下のとおり。

『第7回 地方自治体の新公会計制度の導入に関するアンケート調査』結果

1. 固定資産台帳の整備が完了しているのは僅か 21.2%、1～2年以内に完了するためには職員・予算の不足の解消と実態と乖離してきた決算書類の修正が必要である (p3)

総務省「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」(平成26年4月)は、庁内の体制整備を行った後、1～2年以内を目安として固定資産台帳を整備することとしている。しかし、固定資産台帳の整備が完了している団体は僅か21.2%である。固定資産台帳の整備が1～2年以内に完了するかどうかは、職員や予算の不足、決算書類である財産に関する調書が実態と乖離してきた問題をいかに解決するかがキーになる。

2. 財務書類の情報を活用するためには、公会計制度だけではなく予算、行政評価などのマネジメント・システムをトータルで見直すことが必要である (p5)

財務書類など企業会計的な決算情報を利用している団体は、中期的な財政の状況の推計で2.2%、行政評価で1.7%、予算編成で2.4%しかない。財務書類はマネジメントにほぼ活用されていないことがわかる。財務書類をはじめとした新しい公会計と予算編成、行政評価との連携については、必要性が認識されているものの、現実には難しくなっている。財務書類をマネジメントに活用するためには、公会計制度だけでなく、予算や行政評価などのマネジメント・システムをトータルで見直すことが必要である。

3. 国から財務書類の利用方法が今以上に明示されても利用しようと思うのは約半数しかない、活用するためには職員の教育が不可欠である (p7)

国は地方に対して財務書類の活用を促しているが、総務省から利用方法が今以上に明示されても利用するとする団体は46.8%しかない。たとえ今以上に利用法が示されても財務書類の活用は十分に進まない。他方、新公会計制度に対応した職員の教育について、「特に研修はしていない」という団体は68.6%となっている。財務書類の作成は進んだが、活用を図るためには財務書類の主たる利用者である職員の教育を充実させて行くことが不可欠である。

【お問合せ先】 公益財団法人 日本生産性本部
自治体マネジメントセンター (経営開発部内)
担当：佐藤亨
TEL. 03-3409-1118 FAX. 03-5485-7750 e-mail: public@jpc-net.jp

【調査概要】

- ・ 調査対象：全国の都道府県、指定都市、市区及び町の各団体
- ・ 調査票：郵送にて配布、郵送又は電子メールにて回収
- ・ 調査票配布期間：平成 25 年 10 月 25 日～12 月 2 日
- ・ 調査票の回収状況

	全団体	都道府県	指定都市	市区	町
総数	1,605 団体	47 団体	20 団体	792 団体	746 団体
回答数	981 団体	34 団体	10 団体	590 団体	347 団体
回収率	61.1%	72.3%	50.0%	74.5%	46.5%

※回収率の分母は平成 25 年 10 月 25 日現在の都道府県、政令指定都市、市区、町の全団体数。なお、村は財務諸表を作成する団体が特に少ないため、対象外としている

【財務諸表の作成方式について】

「総務省方式」「基準モデル」「総務省方式改訂モデル」の概要は以下の通りである。

- ・ **総務省方式**：総務省「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」（平成 12 年及び平成 13 年 3 月）で提示された財務諸表の作成方式を指す。総務省方式では決算統計をはじめ決算書など既存の資料を使用してバランスシート・行政コスト計算書（財務諸表）を作成できる。ただし、道路や橋などの固定資産が過去のコストの積み上げのため、実態を反映していないといった欠点もある。
- ・ **基準モデル・総務省方式改訂モデル**：総務省・新地方公会計制度研究会「新地方公会計制度研究会報告書」（平成 18 年 5 月）で提案されている財務諸表の作成モデルである。「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」（平成 18 年 8 月 31 日付け総務事務次官通知）では、「基準モデル」または「総務省方式改訂モデル」を活用して、取り組みが進んでいる団体、都道府県、人口 3 万人以上の都市は平成 21 年までに、取り組みが進んでいない団体、町村、人口 3 万人未満の都市は平成 23 年までに、財務諸表の整備又は財務諸表作成に必要な情報の開示に連結ベースで取り組むことが要請されている。総務省によれば、平成 22 年 3 月 31 日現在、新地方公会計モデルにより財務書類を作成しているのは都道府県 83.0%、市区町村 53.6%となっている。
※詳しくは「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」、「新地方公会計制度研究会報告書」及び「新地方公会計制度実務研究会報告書」を参照されたい。

【当財団の取組み】

国に先行し、平成 9 年 7 月「決算統計に基づいた企業会計的分析手法研究報告書」を公表。以来、延べ 250 団体の財務諸表の作成、分析などの支援を行っている。また、平成 16 年度より我が国で唯一、地方自治体の財務諸表の全国比較を行っている。

1. 固定資産台帳の整備が完了しているのは僅か 21.2%、1～2 年以内に完了するためには職員・予算の不足の解消と実態と乖離してきた決算書類の修正が必要である

土地や建物はこれまで物量で管理されてきたが、個別の建物などの資産管理が難しかった。固定資産台帳の整備によって、個別の建物などは金額で管理できるようになる。総務省「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」（平成 26 年 4 月）は、庁内の体制整備を行った後、1～2 年以内を目安として固定資産台帳を整備することとしている。

しかし、固定資産台帳整備が完了している団体は僅か 21.2%である。さらに、完了時期が未定の団体は未だ 61.6%もある。固定資産台帳の整備は大半の団体にとって平成 21 年から要請されてきたものである。しかし、現実にはほとんど進んでいないのである。これでは、新たに報告書で要請したところで1～2 年以内に整備が進むとは考えにくい。

固定資産台帳整備の課題として、「過去の資料が足りない」とする団体は 61.4%、「整備に必要な職員が足りない」とする団体は 63.3%、「整備に必要な予算が足りない」とする団体は 39.3%、「整備すると財産に関する調書と一致しない」とする団体は 26.7%となっている。このうち、過去の資料の不足については、総務省・地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引き」（平成 20 年 12 月）において既に対応策が示されている。固定資産台帳の整備が1～2 年以内に完了するかどうかは、職員や予算の不足、財産に関する調書との不一致をいかに解決するかがキーになる。

特に財産に関する調書は、決算とともに監査委員の審査に付され議会で認定を受ける決算書類の一部である。固定資産台帳を整備すると財産に関する調書と一致しないということは、そもそも財産に関する調書が実態と乖離していることを意味している。全ての団体が固定資産台帳整備を完了するためには、過年度の決算修正が不可欠である。その際には、監査や議会の決算認定のあり方も合わせて見直す必要があると考えられる。

Q. 固定資産台帳整備の完了時期について、どのような予定ですか。（一つ回答）（n=981）

	全団体	都道府県	市区町
a. 既に完了	208 (21.2%)	7 (20.6%)	201 (21.2%)
b. 平成 25 年度	48 (4.9%)	1 (2.9%)	47 (5.0%)
c. 平成 26 年度	51 (5.2%)	0 (0.0%)	51 (5.4%)
d. 平成 27 年度	38 (3.9%)	0 (0.0%)	38 (4.0%)
e. 平成 28 年度	14 (1.4%)	0 (0.0%)	14 (1.5%)
f. 平成 29 年度	4 (0.4%)	0 (0.0%)	4 (0.4%)
g. 未定	604 (61.6%)	25 (73.5%)	579 (61.1%)
h. その他	9 (0.9%)	1 (2.9%)	8 (0.8%)
未回答	5 (0.5%)	0 (0.0%)	5 (0.5%)
計	981 (100.0%)	34 (100.0%)	947 (100.0%)

Q. 固定資産台帳整備について、どのような課題がありますか。(n=981)

	全団体		都道府県		市区町	
a. 過去の資料が足りない	602	(61.4%)	18	(52.9%)	584	(61.7%)
b. 整備に必要な予算が足りない	386	(39.3%)	18	(52.9%)	368	(38.9%)
c. 整備に必要な職員が足りない	621	(63.3%)	17	(50.0%)	604	(63.8%)
d. 整備すると財産に関する調書と一致しない	262	(26.7%)	2	(5.9%)	260	(27.5%)
e. 必要性が理解できない	20	(2.0%)	0	(0.0%)	20	(2.1%)
f. わからない	31	(3.2%)	0	(0.0%)	31	(3.3%)
g. その他	80	(8.2%)	10	(29.4%)	70	(7.4%)

Q. 公有財産台帳または固定資産台帳に記録されている公有財産の情報について、どのような状況ですか。(一つ回答)(n=981)

	全団体		都道府県		市区町	
a. すべて電子化されている	171	(17.4%)	9	(26.5%)	162	(17.1%)
b. ほとんど電子化されている	363	(37.0%)	10	(29.4%)	353	(37.3%)
c. ほとんど電子化されていない	239	(24.4%)	5	(14.7%)	234	(24.7%)
d. 電子化されていない	157	(16.0%)	2	(5.9%)	155	(16.4%)
e. その他	45	(4.6%)	8	(23.5%)	37	(3.9%)
未回答	6	(0.6%)	0	(0.0%)	6	(0.6%)
計	981	(100.0%)	34	(100.0%)	947	(100.0%)

Q. 公有財産台帳または固定資産台帳に記録されている公有財産の記載内容について、どのような状況ですか。(一つ回答)

(n=981)

	全団体		都道府県		市区町	
a. すべて取得価額が記載されている	67	(6.8%)	6	(17.6%)	61	(6.4%)
b. ほとんど取得価額が記載されている	345	(35.2%)	11	(32.4%)	334	(35.3%)
c. ほとんど取得価額が記載されていない	371	(37.8%)	7	(20.6%)	364	(38.4%)
d. 取得価額が記載されていない	129	(13.1%)	3	(8.8%)	126	(13.3%)
e. その他	49	(5.0%)	7	(20.6%)	42	(4.4%)
未回答	20	(2.0%)	0	(0.0%)	20	(2.1%)
計	981	(100.0%)	34	(100.0%)	947	(100.0%)

2. 財務書類の情報を活用するためには、公会計制度だけではなく予算、行政評価などのマネジメント・システムをトータルで見直すことが必要である

国は「マネジメントへの活用」を財務書類の活用の視点とし、財政運営上の目標の設定・方向性の検討、行政評価との連携、予算編成への活用を想定している。この点、企業会計的な決算情報を利用しているのは、中期的な財政の状況の推計で 2.2%、行政評価で 1.7%、予算編成で 2.4%しかない。財務書類はマネジメントにほぼ活用されていないことがわかる。

財務書類をはじめとした新しい公会計との連携は行政評価で 74.6%、予算編成で 72.1%、発生主義予算の必要性で 70.1%の団体が、「必要だと思うが現状では困難」としている。新しい公会計と行政評価や予算編成との連携は必要性が認識されているものの、現実には難しいことがわかる。財務書類をマネジメントに活用するためには、公会計制度だけでなく、予算や行政評価などのマネジメント・システムをトータルで見直すことが必要である。

Q. 中期的な財政の状況について、どのような決算情報に基づいて推計していますか。（複数回答可）（n=981）

	全団体	都道府県	市区町
a. 地方財政状況調査表または歳入歳出決算書に基づく情報	879 (89.6%)	25 (73.5%)	854 (90.2%)
b. 財務書類または財務諸表に基づく企業会計的な決算の情報	22 (2.2%)	0 (0.0%)	22 (2.3%)
c. 将来推計は行っていない	57 (5.8%)	3 (8.8%)	54 (5.7%)
d. その他	55 (5.6%)	7 (20.6%)	48 (5.1%)
e. わからない	5 (0.5%)	0 (0.0%)	5 (0.5%)

Q. 行政評価について、どのような決算情報を利用していますか。（複数回答可）（n=981）

	全団体	都道府県	市区町
a. 地方財政状況調査表または歳入歳出決算書に基づく情報	643 (65.5%)	20 (58.8%)	623 (65.8%)
b. 財務書類または財務諸表に基づく企業会計的な決算の情報	17 (1.7%)	1 (2.9%)	16 (1.7%)
c. 決算情報は含まれていない	54 (5.5%)	12 (35.3%)	42 (4.4%)
d. 行政評価を導入していない	236 (24.1%)	1 (2.9%)	235 (24.8%)
e. その他	22 (2.2%)	2 (5.9%)	20 (2.1%)
f. わからない	19 (1.9%)	0 (0.0%)	19 (2.0%)

Q. 予算編成について、どのような決算情報を利用していますか（複数回答可）（n=981）

	全団体	都道府県	市区町
a. 地方財政状況調査表または歳入歳出決算書に基づく情報	936 (95.4%)	30 (88.2%)	906 (95.7%)
b. 財務書類または財務諸表に基づく企業会計的な決算の情報	24 (2.4%)	2 (5.9%)	22 (2.3%)
c. 決算情報は含まれていない	30 (3.1%)	2 (5.9%)	28 (3.0%)
d. その他	12 (1.2%)	2 (5.9%)	10 (1.1%)
e. わからない	1 (0.1%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)

Q. 行政評価と新しい地方公会計との連携について、どのように考えていますか。新しい地方公会計とは総務省方式改訂モデル、基準モデル、総務省方式、東京都モデル（大阪府モデル、愛知県モデルを含む）、独自方式のように、法令に基づく会計制度とは別に行われている公会計を指します。（一つ回答）（n=981）

	全団体	都道府県	市区町
a. 必要だと思うが現状では困難	732 (74.6%)	18 (52.9%)	714 (75.4%)
b. 不要	153 (15.6%)	4 (11.8%)	149 (15.7%)
c. その他	84 (8.6%)	11 (32.4%)	73 (7.7%)
未回答	12 (1.2%)	1 (2.9%)	11 (1.2%)
計	981 (100.0%)	34 (100.0%)	947 (100.0%)

Q. 予算編成と新しい地方公会計との連携について、どのように考えていますか。新しい地方公会計とは総務省方式改訂モデル、基準モデル、総務省方式、東京都モデル（大阪府モデル、愛知県モデルを含む）、独自方式のように、法令に基づく会計制度とは別に行われている公会計を指します。（一つ回答）（n=981）

	全団体	都道府県	市区町
a. 必要だと思うが現状では困難	707 (72.1%)	18 (52.9%)	689 (72.8%)
b. 不要	178 (18.1%)	4 (11.8%)	174 (18.4%)
c. その他	84 (8.6%)	11 (32.4%)	73 (7.7%)
未回答	12 (1.2%)	1 (2.9%)	11 (1.2%)
計	981 (100.0%)	34 (100.0%)	947 (100.0%)

Q. 予算編成におけるフルコスト情報（発生主義予算の必要性）について、どのように考えていますか。（一つ回答）（n=981）

	全団体	都道府県	市区町
a. 必要だと思うが現状では困難	688 (70.1%)	18 (52.9%)	670 (70.7%)
b. 不要	203 (20.7%)	4 (11.8%)	199 (21.0%)
c. その他	76 (7.7%)	11 (32.4%)	65 (6.9%)
未回答	14 (1.4%)	1 (2.9%)	13 (1.4%)
計	981 (100.0%)	34 (100.0%)	947 (100.0%)

3. 国から財務書類の利用方法が今以上に明示されても利用しようと思うのは約半数しかない、活用のためには職員の教育が不可欠である

国は地方に対して財務書類の活用を促しているが、「総務省から利用法が明示されれば、もっと積極的に財務書類または財務諸表に基づく企業会計的な決算の情報を利用しますか」について、「明示すれば利用する」とする団体は46.8%しかない。たとえ今以上に利用法が示されても財務書類の活用は十分に進まないことがわかる

財務書類はただの決算情報に過ぎない。そのため、財務書類を利用するためにはこれまでの決算情報との違いなど、新公会計制度について理解しなければ難しいと考えられる。この点、新公会計制度に対応した職員の教育について、「特に研修はしていない」という団体は68.6%となっている。

総務省の調査によれば、平成26年3月31日現在で、96.8%の団体が財務書類を作成済または作成中となっている。財務書類の作成は進んだが、活用を図るためには財務書類の主たる利用者である職員の教育を充実させて行くことが不可欠である。

Q. 総務省から利用法が明示されれば、もっと積極的に財務書類または財務諸表に基づく企業会計的な決算の情報を利用しますか。(一つ回答) (n=981)

	全団体	都道府県	市区町
a. 明示されれば利用する	459 (46.8%)	14 (41.2%)	445 (47.0%)
b. 明示されれば指標は作成するが、積極的に利用しようとは思わない	234 (23.9%)	6 (17.6%)	228 (24.1%)
c. 結局は役に立つとは思えない	67 (6.8%)	0 (0.0%)	67 (7.1%)
d. その他	34 (3.5%)	5 (14.7%)	29 (3.1%)
e. わからない	181 (18.5%)	9 (26.5%)	172 (18.2%)
未回答	6 (0.6%)	0 (0.0%)	6 (0.6%)
計	981 (100.0%)	34 (100.0%)	947 (100.0%)

Q. 新公会計制度に対応した職員の教育について、どのように行っていますか。(複数回答可) (n=981)

	全団体	都道府県	市区町
a. 簿記についての研修をしている	48 (4.9%)	1 (2.9%)	47 (5.0%)
b. 企業会計についての研修をしている	25 (2.5%)	0 (0.0%)	25 (2.6%)
c. 新公会計制度についての研修をしている	190 (19.4%)	3 (8.8%)	187 (19.7%)
d. 特に研修はしていない	673 (68.6%)	31 (91.2%)	642 (67.8%)
e. その他	97 (9.9%)	1 (2.9%)	96 (10.1%)
f. わからない	3 (0.3%)	0 (0.0%)	3 (0.3%)